

猿の自撮り写真訴訟が問う「AIは著者になり得るのか」



東京大学法学部卒業、ニューヨーク大学修士号取得(経営学・法学)。NTTアメリカ上席副社長、ニューヨーク州・ワシントンDC弁護士、成蹊大学法学部教授を経て、2009年より現職。

AIが創作した小説が2016年に日経新聞主催の「星新一賞」の一次審査をパスするなど、AIの創作能力が飛躍的に高まる中、「人間でなくても著者になれるか」について、興味深い訴訟が米国で起こされた。AIではなく猿をめぐる訴訟だったが、人間以外の著者を認めるべきかについて示唆に富む内容を含んでいるので、この問題から考えたい。

文：城所若生 国際大学GLOCOM客員教授・米国弁護士

猿の自撮り写真訴訟

2011年、イギリス人写真家のDavid Slater (デイヴィッド・スレイター)氏(以下、「写真家」)は、インドネシアの動物保護区で猿の群れの中に三脚で固定したカメラを置いて、猿が近づくと自動的に焦点が合うようにセット。猿が興味を持って、レンズをのぞき込みながらシャッターを押すのを待った。ナルトという名前の6歳のメス猿がシャッターを押した。

写真家は他の自撮り写真も含めて、『野生動物の個性』(Wildlife Personalities)という本を出版。ナルトの写真は写真家の許諾なしにネット上に流出し、Wikipediaにも掲載された〔参照：画面例〕。写真家は削除を求めたが、Wikipediaは彼がシャッターを押したわけではないので、写真は彼のものではないとし

て、削除をしなかった。このニュースが広まると、シャッターを押したのは猿なのに、写真家が著作権を持つのかという論争が巻き起こり、訴訟にまで発展した。

2015年、米国の動物愛護団体People for the Ethical Treatment of Animalsほか(以下、「原告」)は、ナルトの代理としてサンフランシスコの連邦地裁(以下、「地裁」)に訴訟を提起した。原告は、写真家が自撮り写真の著者であるとして、写真を販売することにより、ナルトの著作権を侵害していると主張した。これに対して、写真家は、猿にはそもそも裁判を起こす資格がないので、著作権法に基づく主張をすることもできないとして、地裁に訴えを退けるよう求めた。

2016年、地裁は写真家の主張を認める判決を下した。判決を不服とした原告は第9巡回

区控訴裁判所(以下、「第9控裁」)に控訴したが、後述するとおり、その後、両者は和解をした。最終的には和解で決着したが、地裁判決は動物やAIなど人間以外の著者を認めるかの議論に、示唆に富む内容を提供しているので概要を紹介する。

判決は、まず著作権法の条文を紹介する。著作権法は、「現在知られているかまたは将来開発される有形的表現媒体であって、直接にまたは機械もしくは装置を使用して著作物を感知し、複製しまたは伝達することができるものに固定された、著作者が作成した創作的な著作物」を保護する(第102条(a))。

著作物の有形的表現媒体への「固定」は、「著作者自身または著作者の許諾を得て」行われなければならない(第101条)。

著作権法は著作者の概念や法的地位を動物にまで拡大していない。最高裁や地裁を管轄する第9控裁も、著作権法に基づいて著作者について検討する際には、「個人」とか「人間」という言葉を繰り返し使用している。さらに著作権局は、動物による創作は著作権法の保護を受けないとしている。2014年に発行された著作権局実務便覧は、「著作者の人間要件」と題する第306条で、「著作権局は人間による創作であることを条件に著者の創作的な作品を登録する」としている。

また、「人間の著作者要件を欠く作品」と題する第312.2条では、「この要件を満たさない



6歳メス猿ナルトの自撮り写真が投げかけた著作権問題